

昨年の憲法記念日に安倍首相は、憲法に自衛隊を明記し2020年のオリンピックまでに改正憲法を施行したいとの意向を示しました。

昨年10月の総選挙の結果、国会では改憲派が3分の2を超える議席を占めたといわれており、早ければ今年から来年にかけて憲法改正案が発議され国民投票まで進むことも考えられる政治状況になっています。

そこで、自衛隊条項を憲法に加えることの持つ意味と、憲法改正手続法の問題点等について、早稲田大学教授（憲法学）である水島朝穂氏をお招きし、お話を伺います。

憲法「改正」問題を考える

～自衛隊条項を憲法に加えることの意味～

事前申込不要 入場無料 手話通訳あり

日時： 2018年4月21日(土) (午後1時開場)

午後1時30分～午後4時30分

場所： 千葉県弁護士会館3階講堂

講演： 水島朝穂さん（早稲田大学教授・憲法学）



主催：千葉県弁護士会 共催：日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会

☎043-227-8431 <http://www.chiba-ben.or.jp/>